

# 提 案 書

( 若者支援編 )

~ 若者たちを支援します。 ~

平成 22 年 3 月

藤井寺改革・創造チーム

## 目次

1 . はじめに . . . . .	1
2 . 検討の内容	
( 1 ) 就労相談の受付について	
( 2 ) 職業訓練について	
( 3 ) 職場の紹介について	
3 . 提案の内容 . . . . .	2
4 . 資格取得について	
( 1 ) 支援する資格	
( 2 ) 資格取得に要する費用 . . . . .	3
( 3 ) 補助する金額等	
5 . 支援する対象者について	
6 . 実施にあたって . . . . .	4
( 1 ) 民間団体との協力について	
( 2 ) 実施要綱等について	
7 . おわりに	

## 1 . はじめに

昨今、金融危機に端を発する景気悪化の影響により、わが国の経済状況は未だ厳しい状況が続いており、雇用を取り巻く環境も同様に大変厳しいのが現状です。

また、急速に少子高齢化が進み人口の減少が到来する社会の中、豊かで持続的に発展する社会を実現するには、特に次世代を担う若者が社会進出するための様々な支援が必要です。

## 2 . 検討の内容

そこで、市長がマニフェストに掲げられている政策7「若者たちを支援します」について様々な検討を行いました。しかしながら、人員の問題、初期投資の問題、許認可の問題等クリアしなければならぬ問題が山積しております。また検討時間の制約もあり今回、提案までにはいたりませんでした。検討した他の内容は、以下のとおりです。

### (1) 就労相談の受付について

この件に関しては、現在、経済観光課において講習を受けた職員が実施しておりますので提案にいたりませんでした。

### (2) 職業訓練について

職業訓練については、まず大阪府内の職業訓練校の状況から検討しました。大阪府立校が、夕陽丘高等職業技術専門校(天王寺区)をはじめ堺市、東大阪市などに全部で7校設置されています。また国管轄(雇用・能力開発機構)では大阪センター梅田事務所(北区)をはじめ5校設置されています。何れも当市からは、通学可能範囲であります。このような状況のなか、市単独で指導者の育成、ハード面の整備などを行うことは、困難であると判断し提案にいたりませんでした。

### (3) 職場の紹介について

無料の職業紹介事業については、長年、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という)の独占業務でしたが、職業安定法の改正により厚生労働大臣許可を受ければ、実施することが可能になりました。この件については、全国に先駆けて「無料職業紹介センター」を開設した大阪府和泉市の例があります。和泉市においては、大規模企業団地の開発による企業誘致に伴う人材確保のため開設された経緯があります。また相応の需要があり、実績をあげているとのこと。しかしながら、当市においては、以前から藤井寺駅前のパートサテライト(ハローワークとほぼ同等の権能を有する)があり、また近々拡充されることなども鑑みて、今回の提案にいたりませんでした。

### 3 . 提案の内容

さて、提案についてですが、仕事が見つからず苦勞している若者を対象に側面的な就労支援をすることを提案しようとするものです。

わが国の加速する高齢化社会への対応として、平成 12 年 4 月に介護保険法が施行され、高齢者の在宅サービスや保険制度が社会に浸透するようになってきています。介護福祉士や、ケアマネジャー（介護支援専門員）、ホームヘルパー等は、今後の急速化するわが国の高齢化社会において、なくてはならない重要な職業と言えます。しかしながら、現在、介護福祉分野において、人材不足が深刻化しており早期にホームヘルパー等の人材確保が急務であります。今こそ、次世代を担う若者たちに介護の現場で活躍できる資格取得の支援を行いたいと考えます。

そこで、『就職に早く結びつく『認定資格』、具体的にはホームヘルパー 2 級の資格取得に要する費用の一部を補助すること』を提案します。

### 4 . 資格取得について

#### (1) 支援する資格

介護分野においては、試験を受けて取得する『国家資格』と、都道府県知事が指定する研修課程を修了して認定される『認定資格』があります。

『国家資格』には福祉関係等で数年の実務経験を要した後、受験資格を得るもの（介護福祉士、ケアマネジャー等）があり資格を得て就職するまでかなりの時間がかかります。一方、『認定資格』は前述のとおり、研修課程を修了し認定されると資格（ホームヘルパー等）を得て就職することが可能です。（参考：表 1 資格の概要）

ホームヘルパーには 1～3 級までありますが、2 級取得者の需要が大部分を占める状況です。なぜならば 3 級取得者は家事援助しか出来ないのに対し、2 級取得者は家事援助に加え身体介護・移動介助ができるなど実施可能な仕事が増えるからです。また 1 級取得者は 2 級課程を修了し、ホームヘルパーとしての業務を 180 日以上従事した後でないと資格を得ることができません。したがって就職に早く結びつくという観点からも、ホームヘルパー 2 級に特化するのがよいと考えます。

表 1 資格の概要

	試験の有無	受験資格
ホームヘルパー 2 級	無	特になし
介護福祉士	有	福祉関係等で 3 年以上の実務経験
ケアマネジャー	有	福祉関係等で 5 年以上の実務経験

## (2) 資格取得に要する費用

費用については受講料と教材費等が考えられますが、教材費は受講料に概ね含まれているところが多い状況です。受講料については概ね5万～10万円弱までですが、一般的に都道府県知事が指定した研修事業者で受講し、研修に必要な経費（講師や研修会場の費用等）は受講料により賄われていますので研修事業者によって多少変動があります。（参考：表2 受講料一覧）

表2 受講料一覧（平成21年4月1日現在）

事業所名	受講料
(株)ニチイ学館	94,248 円
(株)EE21	69,000 円
(株)日本医療事務センター	89,250 円

（大阪府ホームページより抜粋）

## (3) 補助する金額等

仕事が見つからず苦勞している若者の資格取得に掛かる費用負担の軽減を図ることが目的であるため、若者の実質負担額が増大にならないよう勘案し、研修にかかる費用の2分の1（上限5万円）程度がよいと考えます。

財源及び予算規模としては、現在のところ一般財源で1,000千円程度を見込んでいますが、平成22年度においても、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」があれば充当できるか検討の余地があると考えます。

補助する期間は、当市財政状況、景気状況にもよりますが、2年間ほどの時限措置がよいと考えます。

## 5. 支援する対象者について

「若者」の支援が目的につき若者を満34歳以下と定義します。（ハローワークの定義に準じます。）

対象者の要件として次に掲げる項目をすべて満たしたものとします。

満34歳以下であること。（申請時）

藤井寺市に在住（住民基本台帳に記録または、外国人登録法の規定により登録がある）であること。

市税等の滞納がないこと。

ハローワークに求職登録していること。

## 6 . 実施にあたって

### ( 1 ) 民間団体との協力について

制度の周知徹底を図るため、商工会会員企業等に、ポスター掲示などの協力依頼をします。

### ( 2 ) 実施要綱等について

実施するにあたって、規則又は要綱の整備が必要であると考えます。

## 7 . おわりに

当市の財政状況は、現在危機的な状況であることは、認識しています。また補助金見直しの作業を進めている状況で、このような提案をすること自体流れに逆行することかもしれません。しかしながら、制度を実施することによって、ホームヘルパー2級を取得後、介護福祉の現場を経験し、更にはスキルを高め介護福祉分野でのエキスパート的存在として活躍していただくと共に近年加速する少子高齢化社会によってもたらされた介護福祉分野での深刻な人材不足の解消及び若者の就労支援に繋がること、ひいては若者の将来の展望が開けることを切に願い提案させていただきます。